

(別記第3号様式)

特定証券情報

【表紙】	
【公表書類】	特定証券情報
【公表日】	2020年10月14日
【発行者の名称】	株式会社マルク (Maruc Co.Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北野 順哉
【本店の所在の場所】	愛媛県松山市吉藤三丁目4番6号
【電話番号】	(089)911-1047 (代表)
【事務連絡者氏名】	管理部長 片山 正人
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役 下山 均
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町4番2号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	72,500,000円
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社マルク http://maruc-group.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時の役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第1項第1号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知

らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【証券情報】

第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

1【新規発行株式】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
普通株式	50,000	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 2020年10月14日開催の取締役会決議によっております。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

(1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

形態	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	50,000	72,500,000	36,250,000
計(総発行株式)	50,000	72,500,000	36,250,000

(注) 後記割当予定先に対する第三者割当の方法により特定投資家向け取得勧誘(以下「本取得勧誘」という。)を行います。

(2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】

発行価格 (円)	資本組入 額(円)	申込株数 単位	申込期間	申込証 抛金 (円)	払込期日
1,450	725	100	自 2020年10月14日(水) 至 2020年10月28日(水)	-	2020年10月29日(木)

(注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額

「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額

2. 発行価格は、2020年4月24日に開催した臨時株主総会において、株主総会開催日以降1年間の実施予定の増資について、発行株数の上限を1,800,000株とし、払込金額の下限を1株1,400円とすること、また、募集事項の決定を取締役に委任することとする議案を付議し、可決、決定したのを考慮し、1株当たり1,450円と決定いたしました。

3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、1株当たりの増加する資本準備金の額は725円(増加する資本準備金の額の総額75,000,000円)と決定いたしました。

4. 申込み及び払込みの方法は、割当予定先より募集株式申込証の提出を受け、払込期間内に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものといたします。

5. 本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取り扱います。

なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社マルク	愛媛県松山市吉藤三丁目4番6号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社伊予銀行 松山北支店	愛媛県松山市東長戸4丁目6番32号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2) 【新株予約権の内容等】

該当事項はありません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】

(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】

該当事項はありません。

(2) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】

該当事項はありません。

(3) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】

該当事項はありません。

6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
72,500,000	1,000,000	71,500,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、フィリップ証券株式会社への手数料72万円、登記費用26万円、その他諸費用2万円であります。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

当社は、本第三者割当増資における調達資金を新拠点開設及び運転資金に充当する予定です。調達した資金を実際に支出するまでは、当社取引銀行の口座にて管理する予定です。また、新拠点開設に関する不足額が生じた場合には借入れ等の手段で調達する予定です。

第2【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

1【売付け有価証券】

該当事項はありません。

(1)【売付け株式】

該当事項はありません。

(2)【売付け新株予約権証券】

該当事項はありません。

(3)【売付け預託証券及び売付け有価証券信託受益証券】

該当事項はありません。

2【売付けの条件】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社IBJ
所在地	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 石坂 茂
事業内容	1. 結婚相談所連盟事業 2. 直営結婚相談所事業 3. イベント（パーティー・合コン）事業 4. コミュニティ（婚活サイト）事業 5. フランチャイズ事業 6. ライフデザイン事業
資本金	699,585,000円
設立年月日	2006年2月23日
大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 29.51%

(2) 発行者と割当予定先との関係

当社株式の7.69%を保有する既存株主であります。

(3) 割当予定先の選定理由

株式会社IBJは、資金力及び多角的事業の運営力に実績を持ち、当社の事業戦略上、首都圏等における新拠点開設による事業拡大において、理想的なパートナーであると考えられます。このような理由から、株式会社IBJと強固なパートナー関係を構築することが、当社の企業価値の向上に資するものと判断し、同社を割当予定先に選定いたしました。

(4) 割り当てようとする株式の数

50,000株

(5) 株券又は新株予約権証券の保有方針

当社は、割当て先から当社の安定株主として本株式を中長期にわたり保有する意向であることを、口頭にて確認

しております。

(6) 払込に要する資金等の状況

株式会社IBJについては、同社が2020年8月13日付で公表した「2020年12月期 第2四半期報告書」連結財務諸表上に記載の現金及び預金の額(4,983,021千円)等の状況から、第三者割当増資の払込みについて十分な資力を有することを確認しております。

(7) 割当予定先の実態

株式会社IBJは、株式会社東京証券取引所市場第一部に上場しており、同社が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日:令和2年3月24日)において、同社は取締役会において「反社会的勢力に対する基本方針」を決議し、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体には、組織全体として毅然とした態度で臨み、不当要求に対しては断固として拒絶致します。」を基本理念として尊重し、これに沿って体制を構築し運用していることを確認しております。

2【株券又は新株予約権証券の継続所有】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格の決定に際しては、当社普通株式は、2019年3月5日に株式会社東京証券取引所が運営するプロ向け株式市場TOKYO PRO Marketへ上場しておりますので、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本件第三者割当に関する当社取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける当社普通株式の終値、当該取締役会決議日の直前営業日の1ヶ月間の終値平均値、3ヶ月間の終値平均値、6ヶ月間の終値平均値、いずれかの株価からディスカウント率が10%以下で発行価格を設定するのが通常ですが、東京証券取引所TOKYO PRO Marketは流動性が極めて少ないことから、市場における合理的に形成された時価であるとは言い難いことを考慮して、特に有利な金額による発行に該当する可能性もあるため、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、2020年4月24日に開催した臨時株主総会において、株主総会開催日以降1年間の実施予定の増資について、発行株数の上限を1,800,000株とし、払込銀額の下限を1株1,400円を下限とすること、また、募集事項の決定を取締役に委任することとする議案を付議し、可決、決定したのを考慮し、本日開催の取締役会にて1株当たり1,450円にて決議いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の 割合(%)	割当後の所有株式 数(株)	割当後の総議決 権数に対する所 有議決権数の割 合(%)
ソーシャルリ ンク株式会社	愛媛県松山市ひばり ヶ丘7番8号	266,400	40.98	266,400	38.06
北野 順哉	愛媛県松山市	239,900	36.90	239,900	34.27
株式会社IBJ	東京都新宿区西新宿 一丁目23番7号	50,000	7.69	100,000	14.29
北野 賢三	愛媛県松山市	30,000	4.62	30,000	4.29
谷口 学	愛媛県伊予郡松前町	30,000	4.62	30,000	4.29
武智 弘泰	愛媛県松山市	30,000	4.62	30,000	4.29
セキ株式会社	愛媛県松山市湊町7 丁目7-1	3,700	0.57	3,700	0.53
計	—	650,000	100.00	700,000	100.00

(注) 1. 小数点第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての
取締役の判断の内容

該当事項はありません。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照情報】

会社の概況及び事業の概況等証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第2条第2項第1号ハ及びニに掲げる事項については、以下に掲げる情報を参照すること。

1【発行者情報】

<http://maruc-group.jp/wp/wp-content/themes/maruc-group/images/ir-info/hakkousya3.pdf>
(公表日：2019年11月29日)

http://maruc-group.jp/wp/wp-content/themes/maruc-group/images/ir-info/20200529_osirase1.pdf
(公表日：2020年5月29日)

2【参照情報の補完情報】

参照情報としての発行者情報に記載された「事業等のリスク」について、発行者情報の公表日以後本特定証券情報公表日（2020年10月14日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該発行者情報には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本特定証券情報公表日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

なお、第一部第1の2（2）の「申込期間」中に、発行者に係る決算短信の開示等が行われた場合には、特定投資家向け取得勧誘を行う者において、投資家が当該開示等の内容を踏まえた上で申込みを行うか否か、その意向を確認するものとします。

第三部【特別情報】

第1【有価証券の様式】

該当事項はありません。

第2【外部専門家の同意】

該当事項はありません。